



令和5年10月16日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会
部会長 佐藤 匡

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月13日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部	准教授
部会長代理	植木 洋	鳥取短期大学生生活学科	准教授
	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科	教授

労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部 支部長
松岡 夏彦	全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長

使用者代表委員

福島 政文	株式会社米子高島屋 総務部長
寺尾 誠	株式会社米子しんまち天満屋 サポートTM部長
西本 行克	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事

別紙

鳥取県各種商品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者
 - （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 902円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり